

消費生活だより ～くらしの危険～

その警告画面は偽物！サポート詐欺に注意

Q



●パソコン使用中に「ウイルスに侵された」と警告画面が出て動かなくなった。大手ソフトウェア会社のマーク等とともに電話番号が表示されたので信用し、電話をすると「遠隔操作で復旧させるのにサポート契約が必要」と言われた。その契約のためにはコンビニで電子マネーを購入し番号の入力が必要とのことで、5万円分購入し入力した。しかし「入力間違いで無効になった」などと言われ、何度も購入と番号の入力をさせられ、結局約60万円も支払ってしまった。

A



- インターネット利用中に、突然警告画面や警告音が出たら、慌てず、まずは偽物ではないかと疑いましょう。表示された電話番号には絶対に連絡しないでください。自分で判断できない場合は、周りの人に相談しましょう。
- 指示されるままに遠隔操作ソフトのインストールに同意したり、サポート契約等の支払いのためにと、プリペイド型電子マネーの購入を求められても応じてはいけません。
- 契約や解約について困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等（消費者ホットライン188）に、警告画面の消去方法などの技術的な相談については、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の情報セキュリティ安心相談窓口にご相談ください。

8月の消費生活相談（専門相談員による面談）

西濃6町のどこでも相談ができます（予約優先）。各会場とも午前10時～正午、午後1時～3時です。

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
垂井町	8/7（水）、21（水）	☎22-1152
	QRコードからも予約できます	
関ヶ原町	8/14（水）、28（水）	☎43-0070
養老町	8/5（月）、19（月）	☎32-1108
神戸町	8/13（火）、26（月）	☎27-3111
輪之内町	8/1（木）、15（木）	☎68-0185
安八町	8/8（木）、22（木）	☎64-3111



問 企画調整課 生活安全係 ☎22-1152